

脇田 修著

『織田政権の基礎構造 織豊政権の分析Ⅰ』

中 口 久 夫

はじめに

脇田氏の労作『織田政権の基礎構造 織豊政権の分析Ⅰ』が上梓されてはや七年になる。評者は、この好著に触発されて研究をはじめたのであったが、今日書評を求められようとは、思ってもみなかったことである。評者はこれまでに、二、三の論稿や研究発表の機会に、本書に紹介された近江安治区有文書の解釈をめぐり、独自の見解を述べてきた^①。それらは文書研究に終始していたから、近世封建制の成立過程について総括的に卑見を表明する機会はいまだなかった。いまはじめて、体系的な論著の書評を承るに際して、いたくためらいを覚えずにはいられない。管見をもつて労作の書評をあえてすることは、不遜の至りであると思う。しかし、脇田氏の所論に対する評者のこれまでの批判が、たとい局所的に正鵠を射ていたとしても、卑見の総括的見地に誤りなしとはしない。むしろ書評を通じ評者の視点を明白にして、脇田氏をはじめ大方の批正を乞うのが、虚心な研究者の取る道であろうと思う。名譽ある試練の機会を恵与された本誌編集者に対し、深

甚な敬意と感謝の心を胸間に抱きつつ、勇を鼓して筆をとる次第である。

1

「中世封建制から近世封建制への移行は、…領主的再編の過程である。」(4頁)脇田氏は右の視点に立って、織豊政権に関する年来の研究成果を二部作にまとめたが、本書はその第一部である。ここでは、織田政権下の土地所有関係と農村構造を主題として分析が行われている。

まず、第一章「近世封建制成立をめぐる研究動向」では、戦前・戦後の研究史を概観し、封建制再編成説はその当然の帰結であると主張している。注目すべきは著者が、野呂栄太郎の視角をマルクス主義歴史学の本流と評価して、それを継承発展させようとしていることである。ちなみに著者は、野呂著『日本資本主義発達史』から「封建制度の内的矛盾の発展過程」を論じた記述を引いて、「マルクス主義にふさわしい科学性と弁証法的把握」(11頁)に基づき確かな理解として賛意を表わし、その「発想において、封建制再編成といつていい」(13頁)と評している。そこで評者は以下に、脇田氏の所論について、弁証法的把握において論評を行うことにしたい。

第二章「織田政権における在地領主的土地所有」では、それが抱えていた諸矛盾が分析されている。すなわち、所領の零細散在性とか、土地所有関係の「身分階層関係よりの遊離と混乱」(86頁)などが指摘され、それらが原因として「領主間の対立、農民支配における困難をひきおこした」(2頁)ことが、具体史料によ

り検討されている。しかしそれらは、「中世末期の複雑な所有関係に規定されているため、領主的土地所有の実現において、さまざまな問題」(2頁)として現象した諸矛盾であるに過ぎない。

したがって、それらの矛盾の克服が、「領主的解決」(34頁)＝再編成において追究されたのも理の当然であって、欠所検断権の行使や替地、転封、検地等に体现される上級土地所有権の主張が、「在地領主制の矛盾とそれ起因する上向性」(107頁)に迎えられて封建制の再編整備が進行する、といった図式でとらえられている。それは一見、弁証法的ではあるが、科学的弁証法の立場ではない。科学的弁証法において把握するところの矛盾とは、古い形態(生産関係・以下同じ)と新しい形態を要求する新しい内容(生産力)との対立であり、ついで古い形態と新しい形態との闘争に発展し、新しい形態が勝利して行く過渡期の矛盾関係であらねばならない。

第三章「一職支配の成立」では、織田政権の武将が「一職」として国郡単位で分権委任された支配権を「一職支配」と名付け、その成立過程や特質ならびに土地所有の実現形態を検討している。そのゆえには、近世領主的土地所有は「所有」といいうる性格ではなく、支配権としての内容をもつ^③ゆえに、そのような特質を有する近世封建制が成立するためには、「一職支配」＝地域支配権により、「在地領主的土地所有が吸収され、揚棄され」(108頁)る過程が実在せねばならないからである。しかし、土地所有とは生産関係の法律的表現にすぎず、古い生産関係＝在地領主的土地所有を否定するモメントは、新しい生産関係を要求する生産力において追究されねばならないのであるが、単に上部構造のみの再編

過程として捉えられている点では、前章と共通している。

「一職支配」の概念については、さきに安良城盛昭氏が、『領主職』『名主職』が同一人格の下に集積され、直接生産者たる「作人」とのみ、直接の土地所有・保有関係を結ぶ事態^④と規定しているのであるが、脇田氏は、安良城氏の場合を「領主による一職所有」というべきである、としている。この「一職」の解釈論をはじめ本章に関する詳細な検討が、高木備太郎氏「織田政権と地域的支配権——脇田修氏の『一職支配』論の検討」^⑤にみられる。評者は、さらに安良城説の支証となる「日葡辞書」のつぎの記事をひいて、「一職」の今後の語源的考証をまちたいと思う。

Ixixiqi イッシキ(一職)ひとつで管理すること、または、ひとつですること。例、Ixixiqini suru。(一職にする)ある事を自分の思うままにする、あるいは、扱う。Ixixiqini tocorono xiru。(一職に所をしる)ある所を自分ひとりだけで治める。^⑥

「日葡辞書」が刊行されたのは一六〇三年であるから、いまここで問題としている織豊期の言語考証には、欠くことのできない資料であろう。

第四章「織田政権下における荘園領」では、寺社本所勢力に対する政策、とりわけ荘園領主的土地所有における政策が検討されている。それは、織田政権が荘園制の廃棄を目指す権力とする在来の見方に対し、「むしろ温存し、回復する役割すら果し」(160頁)ていることの論証と、指出にもとづく所領の把握が、石直し、百姓前の確定を除けば、あくまで荘園制の枠内に止ままっていることを、実質的に所領削減をもたらす太閤検地と対照させて指

摘することに、主眼をおいている。ただし、指出の理解において、

「国中寺門段銭段米段別百文並三升宛」を、「興福寺領段銭は反別

一〇〇文であるが、米三升に換算されている。」(184頁)——実は、

段銭一〇〇文・段米三升——とする誤りや、「一紙目録に、不正

があれば百姓前を糺明するようにとあるのは、荘園制においても、

一筆の土地における領主と百姓をきめることであった。」(184頁)

といったいさか無理な解釈があるほか、負所・佃・斗代等の指

摘にも疑問とすべき点がある。だがそれはともかく、従来の研究

が、衰退して行く寺社本所勢力と勃興する新権力織田政権との

間に、発生することを当然のごとく仮定していた両立がたい矛

盾・対立関係は、実在しなかったことが明らかにされた。よしや

何らかの矛盾が存在したとしても、それは偶然的なものでしかな

いだろう。なぜなら封建権力内部の新旧勢力の対立は、弁証法的

発展の主要な内的矛盾には当たらないからである。

第五章「織田政権の農村支配」では、それは封建小農の結合の

場として中世末期に大きな役割を果たした惣村を、強大な武力に

よって圧倒し高額の年貢や夫役徴収の末端機構たらしめた、とし

ている。正にその通りであるが、問題は、中世末農村の基本的ウ

クラードを小農経営として妥当に把握しながら、その身分階層を

名主として措定したことにある。

この点において著者と評者の認識は、全く相異している。その

認識の相異が、本書に対する評者の立場を決定付けているともい

える。以下著者の論拠について検討するが、その第一にあげられ

ている史料は、次の天正八年九月十日づけ近江国安治村指出案で

ある。

安治領指出之事堤村出作分^⑦

うふた 反田小五斗

永原 井狩新衛門分

井六斗 残ス 堤ノ太郎九郎

うふた 半内田小五斗内二斗五升山岡

後藤御理 堤 新九郎

井五十斗御朱印 残清六

(中略)

半内 三斗八升此内三合也并料ニ五升入

作人堤 豊田宗左衛門

宮本分

(後略)

右は、原史料の字配りをできるだけ忠実に転写したのであるが、

本書では、つぎのように著者が整理して紹介している(238頁)。

反うふた 小五斗 永原 井狩新衛門分

残ス 島五十分マメ一斗 堤ノ大郎九郎

井六斗 半内 田小五斗内 二斗五升山岡

残清六 後藤御理 堤新九郎

御朱印

著者は、右の史料で「作人」と肩書されているのは「豊田宗左

衛門」ただ一人であるところから、「これは一般には名主職所持

者が登録されているため、彼らには、特に肩書を付記することは

なく作人のみ記載したものと考えられる」(205頁)としている。

だが、原史料上の給人・名請人の配置関係は前掲のように乱雑で、

「豊田宗左衛門」は有姓者であるから、とくに「作人」の肩書を

れるのである。もしそうなら、ここに記された名請人はすべて作人であったかもしれない。

つぎに著者は、「名主百姓手前内徳」容認の法制を前提として、「もし、作人を登録すれば、彼は加地子を支払うのであり、『手前内徳』をとることはない。この法令自体、織田政権がとらえたものが、名主百姓であることを示している」(206頁)といっているが、前引安治村指出の作人名請けについては、「給人宮木——(名主某)——作人豊田宗左衛門となり、名主得分が斗代に含まれず、作人は名主得分は別個に納入」(241頁)するのであろう、と推定しているのであって、自家撞着をきたしている。

いまひとつ著者があげた根拠は、村落宛文書の宛先が名主百姓となつてゐることにある。たしかに、封建村落内で名主百姓は階層的に主要な存在であった。しかし彼らは小農ではなくて、小領主もしくは地主の概念でとらえられるべきであらう。

さて、ここに至つて、本書の全体にわたり著者と評者が見解を分かつ問題の所在が、明らかとなつた。評者は、中世末期の支配的ウクライドである小農経営は作人(一色田作人・小作^⑩下作人)が担つていたと考えている。

2

野呂がいったように「封建制度顛覆の主観的条件の成熟の爲めには、之れを可能にし不可避的たらしむる客観的条件の成熟のための前提条件として、生産力のより高度なる発展を必要とした。」しかし、中世末生産力発展の極端であつたのは、所領の零細散在性や「職」の分化移動による混乱などではなかつた。それらは収

取過程に困難をともなう原因ではあつても、生産力の発展を抑止するものではない。生産力発展の極端であつたのは、一季契約を特質とする小作関係であつた。それはつぎのような図式で把握される。

中世的生産関係において土地所有から疎外されている唯一の経営体は小作であつた。それは、小作の対立物である土地所有が、生産力の上昇分を逐次地代に吸収して行き、小作をあくまで小作として再生産させることにより、対立関係を維持しようとしたからであつた。だが、同時にそれは、土地所有による小作の土地緊縛を薄弱とする矛盾を内在させていた。したがつて、個々の土地所有が自己を経済的に実現するためには、小作との対立のみならず、土地所有間で小作の獲得競争を演じなければならなかつたのである。その愚を悟つた土地所有は、郷村を単位とする地主連合を成立させ、矛盾の発展を抑制しようとしたけれども、窮極、小作が近世的封建小農として土地に緊縛されるまでは、矛盾は激化せざるをえなかつたのである。

脇田氏が強調したように、織田政権の本質は封建制を擁護する権力であり、領主権力の強化を目指したことは、まぎれもない事実である。織田政権は、前記図式の行きつくところであつた在地矛盾の激化に対し、どのような政策をとつたであらうか、つぎの天正二年三月一日佐久間甚九郎が近江の野洲・栗太兩郡内所領に令した「定」^⑩の条々について検討することにしよう。まず第一条には、

一野洲・栗太在之知行分、前々小作田地土置、ふさたにおいでハ可為曲事

とある。これについて脇田氏は、「以前からの小作地を『上置』くよう命じている」(214頁)と解釈している。が、それは誤解であって、従前小作していた田地を返上し、耕作を放棄することを禁じているのである。ついで第二条の、

一 他郷の田地ニ新儀ニ是を作へからず、所詮他所の百姓たりといふ共、近年小作あらため、相加申之儀、令停止事

とある前段は、やはり小作に対する規制であって、郷外への出作を禁じているのであるが、後段では地主に対し、従前の小作を改替して、他所の百姓に小作させることを停止している。

右の兩条を総合すれば、この法令は、従前の生産関係として、自由な契約に基づく地主——小作関係を前提しているのみでなく、兩者の矛盾関係がすでに闘争の段階にまで激化していたことを、示しているのである。ちなみに六角氏式目第二四条に、「年貢所当令無沙汰、下地可上之由申百姓前作職之事、一庄一郷申合、田畠可荒之造意」云々とあるように、借地返還・耕作放棄はすでに農民闘争の戦術として登場していたのである。「定」第一、二条のねらいは、小作を従前の小作地に緊縛して闘争の手段を奪うと同時に、地主には、小作を他所の百姓と改替することを禁じて、地主——小作の対立関係を鎮静化せしめようとするところにあつた。最後の第三条では、

一名主百姓式請成内、引おい式を侍夫□侶以下のみへさため、(他カ評也)浅郷へしりそき、らう人と号しかくれ居事、其郷曲事之働

□見□、可令成敗、科人之儀不及申、許容之在所為
同罪上、对一庄へ科別可申付事

とある。文中の「引おい式」とは、領主に対し年貢を請負うとこ

ろの代官的職分を指すのであろう。いわゆる名主請けが行われたことを示すとみられる。法文は、本来引負職を務めるべき者が他郷に隠遁した場合、その本人はもとより、それを許容した村の成員全体にも罪科を及ぼす、としている。

名主とは、当時、「百姓」補任権に基づき重層的土地所有の下層に位して、剰余の分配にあずかる地主であったが、みずからも百姓身分に過ぎぬ名主における経営は、右にみたようにすでに崩壊の過程にあつた。なぜなら彼は小農経営と異なり自己の保有する労働力を上回る耕地を保有するがゆえに、超過分に対応する小作を確保できないときは、領主への貢納によって得分を減殺されるのみか、烏有に帰することもさげられないからである。前条文が予定した名主の隠遁は、やはり地主経営の破綻から発生するものと、いうほかない。しかも名主らは、みずからの労働によって労働力の不足を補うよりはむしろ隠遁の道を選ぶような、寄生地主的傾向を有していた、とみるべきであらうか。

この法令は、以下の点で近世封建制に連続する重要な要素を含んでいる。

- 1 脇田氏の論証課題であつたように、土地所有を超越した支配権力として、新しい生産関係の整備を目指していること
- 2 小作の土地緊縛は、同時に土地占有の保障——土地保有への転化であること
- 3 小作のみならず百姓身分たる名主をも郷村に緊縛し、引負職を課していること
- 4 村落・庄・郷の成員に連帯を強制していること
- 5 村(郷)切り——近世村成立への端的規制であること

以上である。

3

近世封建制は、単に「上からの途」によってではなく、新しい生産関係を求める在地の闘争において作人が地主を崩壊せしめる過程にこそ、基礎的な成立のモメントがあったのである。かくして領主——百姓の一元的支配関係への整備が進むことになる。安良城氏が、近世における領主——百姓の単一な支配関係を中世における領主直務形態のアナロジーで捉えたことは、あえて非難するには当らない。それはいわゆる「否定の否定」^④として、弁証法的につぎのように説明することができよう。

地主——名主は小作の土地保有を直接に否定している存在であったが、一方小作もまたつねに領主——地主の土地所有を規定する存在であった。それは、大山喬平氏がいみじくもいったように、「(土地)所有とは、つねに現実の生産労働によって確認されなければ、みずからその基礎を薄弱にせざるをえない」^⑤からである。だが、領主——地主の重層的土地所有が、小作を吸着できず経済的に否定し去られたときは、法的土地所有は全一的に領主に帰属することになる。つまり、地主経営が成立しなくなったとき、地主はその「職」を領主に返上するのであったし、また領主が不知行の場合も、他領主の押領に任されるのであったから。

下克上であれ、領主間抗争であれ、要するに土地所有内部のあらゆる抗争は土地所有の不安定が原因であり、土地所有の安定化は一にかかって作人の土地緊縛を体制的に実現するほか道はなかった。作人を土地に緊縛することは、事実上彼を土地保有者たら

しめることである。かくして、すでに分解しつつある地主層を分離せしめ、在地の純化を図る政策として、兵農分離・作合否定政策がとられ、新しい生産関係が創出されて行くことになるのである。

おわりに

以上に述べたところで、弁証法的把握において著者と評者の見解の相異をあきらかにしえたと思う。はや紙数も尽きたがなお残された問題は、石高制の成立過程についてである。著者はこの論題を第Ⅱ部で詳論しているのであるが、そこでは石高——生産高を未論証として追究しながら、本著を含めその仮説を放棄するに至らなかった。評者は終始この仮説を否定する見地に立ち研究を進めている。その理由は、言語の変化(分米——年貢米——生産高、免——免除率——物成率)は権力によって突然に引き起こされるものではない、と考えているからである。ただし詳論は別の機会に譲りたい。

さらに本書には巻末に補論・展望と題し、著者の主張を要領よく整理したうえ、今後の課題にも言及しているが、論評を割愛せざるをえない。評者の不得要領を深謝し筆をおくことにする。

① 「村切り——近江安治区有文書をめぐって——」『日本史研究』二一八号叢報、『水田』の解釈をめぐって——近江安治区有文書の研究

——『地方史研究』一七六号。その他。

② 松村一人『弁証法とはどういうものか』

③ 脇田修『近世封建制成立史論・織豊政権の分析Ⅱ』54頁。

④ 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』45頁。

- ⑤ 『歴史の理論と教育』四二号。
 ⑥ 『邦訳日葡辞書』
 ⑦ 安治区有文書。脇田氏が採訪された写真にもとづくものである。ここに記して厚く謝意を表す。
 ⑧ 岩波文庫『日本資本主義発達史』43頁。
 ⑨ 大山喬平『日本中世農村史の研究』168頁参照。
 ⑩ 宮川満『大関検地論』Ⅲ 355頁。
 ⑪ 『中世政治社会思想』上 288頁。
 ⑫ 「百姓」とは領主から見た農民一般の呼称であろう、と思う。この場合も実質的に地主権というべきところであるが、あえて中世の史料的表現を用いた。
 ⑬ 「より低い段階の一定の特徴、性質、等々がより高い段階で繰返されること、および古いものへの外見上の復帰。」「発展は、古い形態の

否定であり新しい形態の出現であるが、しかしかならずしも古い諸段階の特徴や性質が回復されないということはない。あるばあいには、これが著しい程度におこなわれて、内容は新しいのに外見上古いものに復帰したように見えることもある。」レーニン。——松村一人前掲書198頁。

⑭ 『日本中世農村史の研究』89頁。

⑮ 文明十五年大乗院寺社雜事記「名主弥九郎無徳分之由申入、名主職ヲ上申間、及数年直務了」(増補続史料大成)33、100頁。年末評。遠江国蒲御厨諸公文百姓等目安「一粒ト而も無所務由申て本役未納候。所詮供僧等無私曲由申して名職等をも上候」(東大寺文書二九、1/14/32)。

⑯ 松村一人前掲書148頁参照。